

相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 策定の目的

新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合に備えて策定するもの

2 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条に基づく市町村行動計画及び「新・相模原市総合計画基本計画“施策12：保健衛生体制の充実”」の実現に向けた部門別計画に位置付けるもの

3 対象となる感染症

新型インフルエンザ及び過去に世界で流行した再興型インフルエンザ並びに新感染症(未知の感染症)のうちその感染力の強さから新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

4 行動計画の構成

(1) 総論

市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び本市が実施する措置をあらかじめ示すもの

(2) 対策の実施に関する基本的な方針

ア 対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

イ 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴や流行の状況を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、対策そのものが市民生活及び経済に与える影響を総合的に勘案し、計画で記載するもののうちから実施すべき対策を選択する。

ウ 対策実施上の留意点

対策の実施に当たって市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小

限のものとするなど基本的人権を十分に尊重する。また、国、県、医療機関と相互に緊密な連携・協力を図りながら対策を推進する。

エ 発生時の被害想定

過去に世界で大流行した際のデータをもとに国が算出した数値をベースとして試算すると、致命率(新型インフルエンザ等に罹患した者のうち死亡する者の割合)が中等度の場合、本市では医療機関を受診する患者は約7万人、入院患者は約3千人、死亡者は約1千人と想定する。

オ 対策推進のための役割分担

(ア) 国

政府対策本部のもとで基本的対処方針を決定し、地方公共団体を的確に支援するとともに、WHO等との国際的な連携を確保する。

(イ) 県

県対策本部のもと、県内の地域医療体制の確保やまん延防止に関する的確な対策を推進するとともに、市町村と緊密な連携を図る。

(ウ) 市

市長を本部長とする相模原市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)のもと、住民に対するワクチン接種(以下「住民接種」という。)等のまん延防止策の実施、県と連携した医療体制の確保を図るなど総合的に対策を推進する。

(エ) 医療機関

院内感染対策及び発生状況に応じて診療体制の強化を図る。

(オ) 事業者

職場の感染対策、重要業務の継続等に努める。

(カ) 個人

マスク着用、手洗い等の個人レベルでの感染対策の実践に努める。

カ 行動計画の主要6項目

(ア) 実施体制

市対策本部及び新型インフルエンザ等対策推進会議(危機管理監を議長とする。)を設置し、全庁的な推進体制を確立する。また、県、医療機関等と緊密な連携を図る。

(イ) サーベイランス・情報収集

サーベイランス(感染症の発生動向調査)により、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、市内外から系統的に収集・分析し、適時適切な対策を実施するための判断につなげる。

(ウ) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報等について、市民、医療機関、事業者等にできる限り迅速に提供する。

(エ) 予防・まん延防止

a 主なまん延防止策

患者に対する入院措置、患者との濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察等)など、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく措置を行うとともに、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策を実践するよう啓発に努める。

b 予防接種

住民接種により、個人の発症等を防ぐことで受診患者数・入院患者数・重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲に収まるよう努める。

なお、住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。

c 緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、神奈川県が緊急事態措置の実施区域に指定された場合、県知事の要請に基づき、感染拡大をできるだけ抑制し、社会的混乱を回避するための措置を実施する。

- ・県が実施する市民に対する不要不急の外出自粛等の要請に対する協力
- ・県が実施する学校、保育所など施設の使用制限等の要請に対する協力

(オ) 医療

a 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来

海外発生期から県・市内発生早期においては、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等を有する者の相談に応じるため、帰国者・接触者相談センターを市保健所に設置するとともに、医療機関の協力のもと設置する帰国者・接触者外来で診療を行う。

b 入院措置

県・市内発生早期においては、原則として感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に対して新型インフルエンザ等患者(罹患^{りかん}の疑いも含む。)の入院措置を依頼する。

c 一般の医療機関への移行等

県・市内発生早期から県・市内感染期において、患者が増加した場合は、帰国者・接触者外来を指定した診療体制から一般の医療機関においても診療する体制に移行する。

d 抗インフルエンザウイルス薬

国・県において備蓄されている抗インフルエンザウイルス薬について、未発生期から県・市内感染期における備蓄状況の把握に努める。

(カ) 市民生活及び経済の安定の確保

県の要請に基づき、生活必需品等の買占め等が生じないよう啓発に努めるとともに、関係機関との連携のもと要援護者への支援に努める。

キ 行動計画実施上の留意点

行動計画を実効性あるものとするため、情報の収集・提供体制など関係機関と連携した訓練を実施する。

ク 発生段階

地域での発生状況を踏まえ、県と整合を図り、未発生期、海外発生期、県・市内未発生期、県・市内発生早期、県・市内感染期、小康期の6段階に分類する。

(3) 各段階における対策

ア 未発生期

抗インフルエンザウイルス薬の国・県における備蓄状況の把握、関係機関と連携した訓練の実施等

イ 海外発生期

市対策本部の設置、コールセンター、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置、住民接種の準備等

ウ 県・市内未発生期

コールセンターの24時間体制化、住民接種の開始等

エ 県・市内発生早期

帰国者・接触者外来での診療、一般の医療機関における診療体制への移行、
県が実施する市民の不要不急の外出自粛や施設の使用制限等に対する協力

オ 県・市内感染期

一般の医療機関における診療、県の要請に基づく臨時の医療施設等による
医療の提供等

カ 小康期

住民接種の継続等